

2018年10月1日

会員各位

理事長 酒井亮二
公印略

新理事としての立候補届の件

(1) 新理事の立候補届について

一般社団法人関係の法規に従って、現理事は2018年12月31日をもって任期が終了します。
そのため、2019年1月1日～2020年12月31日の2年間における理事選出のための選挙を実施する所です。

この理事選出の選挙において新たな理事としての立候補届け出は下記の通りです。

新理事としての立候補届け出の期間: 2018年10月1日～2018年10月31日

届け出の方法:

(1-1) 現理事の推薦書(本人署名・捺印付き同意書を添付する)

(1-2) 代議員からの立候補

応募する代議員は理事立候補届出書(本人署名・捺印付き)を提出する。同封物は理事としての抱負、顔写真付き履歴書、過去5年の業績一覧とする。現理事会は理事候補の適否を書面などで審査し、候補の適否を確定する。

(1-3) 1名以上の会員の推薦を受けた会員。

推薦人は推薦書(推薦人の署名・捺印付き)を添えて、理事としての抱負、顔写真付き履歴書、過去5年の業績一覧を提出する。

以上の詳細は本件に関する理事会決議の内規を参照してください。

http://www.jpscs.org/Rule/naiki_election_exec.pdf

(2) 理事候補者に対する信任投票の方法について

投票期間: 2018年11月1日～11月30日

有権者(社員): 2019年1月1日からの次期代議員

候補者: 現理事のメンバーで理事継続の意思確認者、ならびに(1)にて立候補した会員

投票方法: 電子投票(投票用ウェブサイトの使用)。本投票方法は理事会にて決議された事項です。

学会定款21条により、有権者は候補者ごとに賛否を表明する。有効投票総数の過半数を超える賛同を得た候補者が次期理事となる。本選挙では選挙管理委員会を設置する。

以上